

人権教育指導資料

直接的指導の充実を図るための 基底的指導について

令和5（2023）年3月
栃木県教育委員会事務局義務教育課

はじめに

人類は長い歴史の中で、人類普遍の原理である人権の確立を目指すとともに、一人一人の尊厳が大切にされる社会の実現に努めてきました。1948年の国連総会では「世界人権宣言」が採択され、世界各国で、人権を確立するための様々な取組が進められてきました。また、国連は1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、人権に関するグローバルな認識を高め、普遍的な人権の文化を育成する人権教育推進の取組を行ってきました。

このような国際的な流れの中で、我が国においても、1997年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、人権問題の解決を図る目的で、人権の尊重・擁護へ向けた取組を進展させてきました。また、2000年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが、国及び地方公共団体の責務であるとされました。さらには、この法律を受け、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002年に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

栃木県教育委員会では、2002年度にそれまでの同和教育を人権教育として発展的に再構築し、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、全ての学校、全ての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的として積極的に推進してきました。さらに、2021年に策定した「栃木県教育振興基本計画2025ーとちぎ教育ビジョンー」においては、本県教育の基本目標の達成に向けた20の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、「人権教育の充実に向けた連携体制の整備」、「指導者の人権意識の高揚と指導力の向上」、「人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実」に取り組むこととしています。

今年度は、各学校が児童生徒に対して、差別解消を図るための資質・能力を育成していく上での土台となる「基底的指導」に焦点を当てた資料を作成いたしました。これまでに発行した指導資料等と併せて本資料を活用し、各学校における人権教育の充実のために役立てていただければ幸いです。

令和5（2023）年3月

栃木県教育委員会事務局

義務教育課長 山岸 一裕

目次

はじめに

1	人権教育を進めるに当たって	P. 1
2	人権教育推進の具体策	P. 5
3	基底的指導について	P. 9
4	具体的な場面例	P. 11
	・ 資料の構成と使用例 P. 12
	（事例①）呼名 P. 13
	（事例②）児童生徒との関係 P. 14
	（事例③）朝の挨拶 P. 15
	（事例④）遅刻者への対応 P. 16
	（事例⑤）授業中の言葉かけ P. 17
	（事例⑥）発言の取り上げ方 P. 18
	（事例⑦）机間指導 P. 19
	（事例⑧）曖昧な指示 P. 20
	（事例⑨）教職員側の時間の感覚 P. 21
	（事例⑩）役割を割り振るとき P. 22
	（事例⑪）必要のない性の区別 P. 23
	（事例⑫）席替え P. 24
	（事例⑬）児童生徒を褒めるとき P. 25
	（事例⑭）掲示物の配慮 P. 26
	・ 各学校の実態に応じた取組について P. 27
	・ チェックシート P. 28
参考資料	人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 実践編	P. 29

おわりに

1 人権教育を進めるに当たって

「人権」について、日本国憲法に示されていることを知っていますか？



日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



「人権」について、児童生徒にどのように伝えたらよいのだろうか？

人権とは

- 人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利 — それが人権である。
(人権擁護推進審議会答申【平成11年】※)
- 人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。
(栃木県人権教育基本方針【平成13年】)

※ 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（答申）

人権は、誰もが生まれながらに持っている大切な権利で、人間として幸せに生きていくために欠かせないものです。





では、「人権教育」って何だろう？

人権教育とは

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律【平成12年】）

「涵養」とは、土に水がしみこむように、少しずつ時間をかけてゆっくりと養うという意味です。人権教育は、人権尊重の精神をそのように養っていくという目的があります。発達の段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくことが法律で定められています。



令和4（2022）年度 人権に関するイラスト入賞作品
「願いをのせて」
宇都宮市立古里中学校3年 塩野 紗英



先程の法律の中で、「国民が、その発達段階に応じ」と記載されていたけれど、大人としてどのようなことが求められているのだろうか？

人権教育の目標<成人>

- 人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。

(栃木県教育委員会：令和4（2022）年度人権教育推進の手引)

人権が守られることは、生きていく上での大前提です。自分自身を大切にするとともに、他の人の大切さを認め、態度や行動に表していくことが重要となってきます。全ての人々が互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現するために、大人になっても人権について学び続けることが大切です。



学校教育において、どのように「人権教育」を進めていけばよいのだろうか？

学校における人権教育の基本方針

- 人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
 - 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- (栃木県人権教育基本方針【平成13年】)

各学校で全体計画や年間指導計画を作成し、人権教育を通じて目指す目標や取り組んでいく活動の全体について、全教職員で共通理解を図りながら組織的、継続的に推進することが大切です。また、学校の教育活動全体を通じて、人権教育を推進していくことが示されています。





学校における「人権教育」の目標って何だろう？

学校における人権教育の目標

- 小学生
豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のないよりよい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。
- 中学生
豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度を育てる。
(栃木県教育委員会：令和4（2022）年度人権教育推進の手引)

児童生徒に人権の意義や内容などを理解させるだけでなく、自分や他の人の大切さを認める気持ちが具体的な態度や行動に現れるようにすることが必要です。例えば「差別をしてはいけない」ということだけを学ばせるだけではでなく、どうすれば差別をなくせるのか、そのために何をすればよいのかといった人権を守るための態度を育成していくことが重要です。



人権教育を進めるにあたって



学校で「人権教育」を推進する上で、気を付けることって何だろう？

学校における人権教育推進上の留意事項

- 人権が尊重された雰囲気や環境の中で学習活動が進められるよう、一人一人を大切にされた温かな雰囲気づくりや人権に配慮した言語環境・学習環境づくりに取り組む。
(栃木県教育委員会：令和4（2022）年度人権教育推進の手引)

児童生徒が、教職員や周りの人との関わりを通じて「一人の人間として大切にされている」という実感を持たたときに、自分と他の人を尊重しようとする感覚や意思が芽生え、最終的に態度や行動に現れていくことにつながります。日々の教職員の言動は児童生徒の人権感覚の育成に大きな影響を与えています。私たち教職員は常に人権感覚を磨いていく必要があります。



2

人権教育推進の具体策

本章では、本県における人権教育の基本的な考え方について説明しています。

栃木県教育委員会では「令和4（2022）年度人権教育推進の手引」を作成しています。



また、各学校での人権教育の充実を目的に、隔年で人権教育指導資料を作成しています。



「人権教育推進のためのQ & A」（平成29（2017）年3月）



「人権教育推進のためのQ & A -直接的指導編-」
（平成31（2019）年3月）



「様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫」
（令和3（2021）年3月）



その他の過去に作成した人権教育指導資料については、その都度学校に送付していますので、必要に応じて御活用ください。



学校における人権教育では、どんな内容を扱うのだろうか？

人権教育では、以下の三つの内容について、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて学習します。人権が尊重された雰囲気や環境を基盤に、学習者の豊かな人間性を育み、人権意識を高めていくことが大切です。これらの内容は、相互に補完し合うものです。

人権教育推進の三つの内容

豊かな人間性に関すること

生命を尊重する心などの倫理観、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性を育てます。

人権意識に関すること

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識を高めます。

人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人一人を大切にされた雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくります。

豊かな人間性に関すること

学習者の豊かな人間性を育てることが大切です。道徳教育との関連を重視し、ボランティア活動や自然体験活動などをはじめとする多様な体験活動、高齢者や障害者等との交流活動など、豊かな体験の機会を充実することが大切です。

人権意識に関すること

基本的な人権や個人の尊重などの人権一般を扱った「普遍的な視点からのアプローチ」と、様々な人権問題を扱った「個別的な視点からのアプローチ」があり、この両者があいまって、人権尊重の理念についての理解が促され、深まっていくものと考えられます。前頁で示した【様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫】や【人権教育推進のためのQ & A ー直接的指導編ー】などを参考にしてください。

人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人の人間として大切にされた経験が、自尊感情を高め、自分や他人をかけがえのない存在として捉えることにつながります。そのため、一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成するとともに、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で行われるよう、常に配慮する必要があります。



児童生徒にどのような資質・能力を育てていけばよいのだろうか？

全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するためには、直接的指導を通じて、差別解消を図るための資質・能力（「育てたい資質・能力」）を育成していく必要があります。また、間接的指導及び基底的指導を通じて、「育てたい資質・能力につながる力」を育成していきます。

人権教育で育てたい資質・能力

【知 性】…人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性

【判断力】…偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力

【感受性】…共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性

【技 能】…互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能

【実践力】…人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力



具体的に、人権教育をどのように指導していけばよいのだろうか？

学校における人権教育の具体的な指導の構想として、以下の三指導があります。この三指導は、それぞれが機能し、互いに補完し合うことで、より効果的なものとなります。

人権教育指導の構想〔三指導〕

【基底的指導】

授業を含め、教育活動全体を通じて、児童生徒が相手の立場に立って物事を考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理や矛盾に気付き、これを自分たちの問題としてとらえ、協力していこうとする力を育てる常時指導である。

【直接的指導】

各教科等の授業において、人権一般や様々な人権問題を取り上げ、各教科等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらいを達成する指導である。

【間接的指導】

直接的指導以外の授業を通じ、各教科等本来の目標を達成する中で、「育てたい資質・能力」につながる科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育てる指導である。

学校教育における人権教育指導の構想（図解）

人権尊重の精神の涵養

【学校の教育活動全体】

【授業】

直接的指導

各教科等の授業において人権一般や様々な人権問題を取り上げ、各教科等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらいを達成する指導である。

「育てたい資質・能力」

【知 性】

○ 人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性

【判断力】

○ 偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力

【感受性】

○ 共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性

【技 能】

○ 互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能

【実践力】

○ 人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

※自他の人権を尊重し、人権に関わる様々な問題を解決しようとする意欲や態度は実践力の中に含まれると考える。

間接的指導

直接的指導以外の授業やすべての保育を通じ、各教科等、各教科・科目等、保育本来の目標を達成する中で、「育てたい資質・能力」につながる科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育成する指導である。

※ 間接的指導では、例えば以下に示すような「育てたい資質・能力につながる力（資質や能力）」の育成を目指す。

○ 個性や文化の多様性、生命の尊さや他の人を思いやることの大切さを理解する力 など

○ 思い込みや偏見、好き嫌いなどの感情にとらわれず科学的・合理的に判断する力 など

○ 相手の立場に立って、喜びや悲しみ、怒りなどを素直に受け止めることができる感受性や、他者の心情を想像する力 など

○ 自分の思いや考えを筋道立てて話したり、話の趣旨を正しく理解しながら聞いたりする技能 など

○ 生活上の諸問題を主体的に解決しようとする意欲や態度 など

基底的指導

授業を含め、教育活動全体を通じて、児童生徒が相手の立場に立って物事を考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理や矛盾に気付き、これを自分たちの問題としてとらえ、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導である。

※ 休み時間や放課後の部活動等も含め、教育活動全体を通じて一人一人を大切にするなど、人権に配慮した指導を実践することが大切である。

3 基底的指導について



基底的指導を充実させるためには、どのようなことが大切ですか？
(P. 7参照)

教職員の人権意識

基底的指導が学校生活の中で実践され、教育活動の中で機能するには、まずその大前提として、教職員が人権尊重の理念を十分に認識するとともに、児童生徒一人一人が認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。



具体的に、どのような環境づくりが大切ですか？

言語環境・学習環境づくり

児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、人権を尊重するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが、人権が尊重された雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくることとなります。また、校内や教室内に「人権コーナー」等を設置し、いじめや差別のない学校・学級づくりの必要性について考えることができるようにするなど、人権尊重の視点に立った環境づくりに努めることが大切です。



授業では、どのような配慮が求められるのだろうか？

授業における配慮事項

児童生徒一人一人の人権が尊重された雰囲気や環境の中で、学校生活の大部分を占める授業が行われるよう配慮することが重要です。児童生徒の発達の段階による行動や人間関係づくりの特徴、一人一人の習熟度の違い等に配慮して、日々の授業を実践していくことが求められます。

特別活動、登校時、朝の会、休み時間、給食時、清掃時、帰りの会、放課後における配慮事項について、人権教育指導資料「人権教育推進のためのQ & A（平成29（2017）年3月）」に記載されていますので、御活用ください。

また、児童生徒の人権感覚を育成していく上で、「隠れたカリキュラム」の影響が非常に大きいことが言及されています。

隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

(人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕【平成20年】)

例えば、教職員が毎日明るく、率先して、笑顔で挨拶をしていたとします。そのことによって、児童生徒はどんなことを学び取っているのでしょうか。

- ・「挨拶をされると気持ちいいな。」
- ・「笑顔ってすてきだな。」
- ・「安心するなあ。」
- ・「先生はいつも明るいから、私も元気が出るなあ。」
- ・「私も誰かに挨拶しようかな。」

など、児童生徒は様々なことを感じたり、考えたりしているはずです。このように、日常の何気ない場面を一つ取り上げても、児童生徒は数多くのことを学び取っています。

教職員一人一人が常に自らの人権感覚を磨き、人権尊重の立場に立った言動を意識していくことが、児童生徒の人権感覚の涵養につながっていきます。

4

具体的な場面例

- ・ 資料の構成と使用例
- (事例①) 呼名
- (事例②) 児童生徒との関係
- (事例③) 朝の挨拶
- (事例④) 遅刻者への対応
- (事例⑤) 授業中の言葉かけ
- (事例⑥) 発言の取り上げ方
- (事例⑦) 机間指導
- (事例⑧) 曖昧な指示
- (事例⑨) 教職員側の時間の感覚
- (事例⑩) 役割を割り振るとき
- (事例⑪) 必要のない性の区別
- (事例⑫) 席替え
- (事例⑬) 児童生徒を褒めるとき
- (事例⑭) 掲示物の配慮
- ・ 各学校の実態に応じた取組について
- ・ チェックシート

【登場人物】



・・・ 栃木先生



・・・ 埴田先生



・・・ Aさん



・・・ Bさん



・・・ Cさん



・・・ Dさん

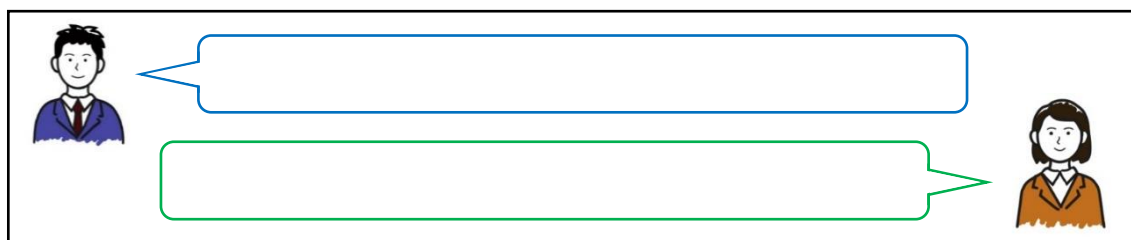
【資料の構成と使用例】

本章では、以下のような構成で具体的な場面例を事例ごとに示しています。各資料を基に、感じたことを周りの先生方と共有し合い、様々な価値観を知るきっかけにしてください。

(事例●)

※ 学校生活の一場面を取り上げています。

〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕



上記のような場面について、あなたはどのように思いますか？

あなたの考え

※ 感じたことを自由に記入できるようにスペースを設けています。

＜人権感覚を磨いていくための留意点＞

※ 人権教育の視点から捉えたときの留意点を載せています。

【使用例】

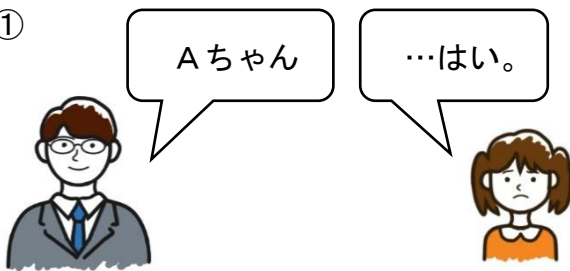
- ① 放課後に、資料を見て感じたことを、隣の席の先生と伝え合う。
- ② 職員会議の前にミニ研修の時間を設定し、資料内の「学校生活の一場面」の吹き出しになっている児童生徒の気持ちを想像し、周りの先生と意見交換する。
- ③ 現職教育の研修で、一つの事例を取り上げてワークショップを行う。

※ 時と場合によって適切な対応が異なることや、児童生徒との関係によって臨機応変な対応が必要なことがあります。事例で取り上げた場面に限らず、様々な場面で児童生徒にどのように関わっていくか、考えていくことが大切です。

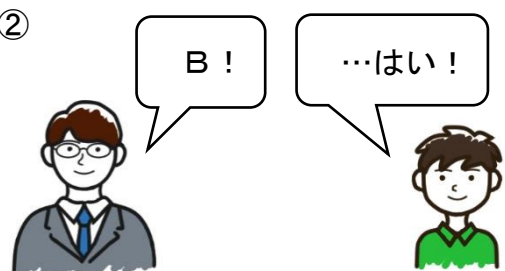
(事例①) 呼名

【授業中にて】

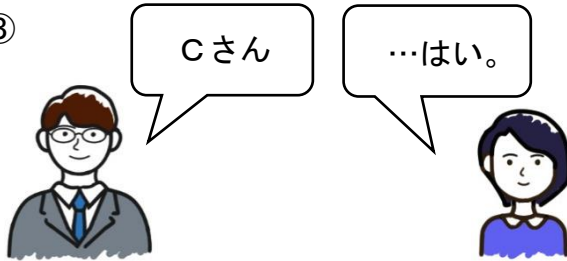
①



②



③



④



【上記の場面を見た2人の教師のつぶやき】



全員に対して「さん付け」じゃないといけないと思うよ。

学校生活の中で、常に「さん付け」だとすましくないときもあるかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどのように思いますか。

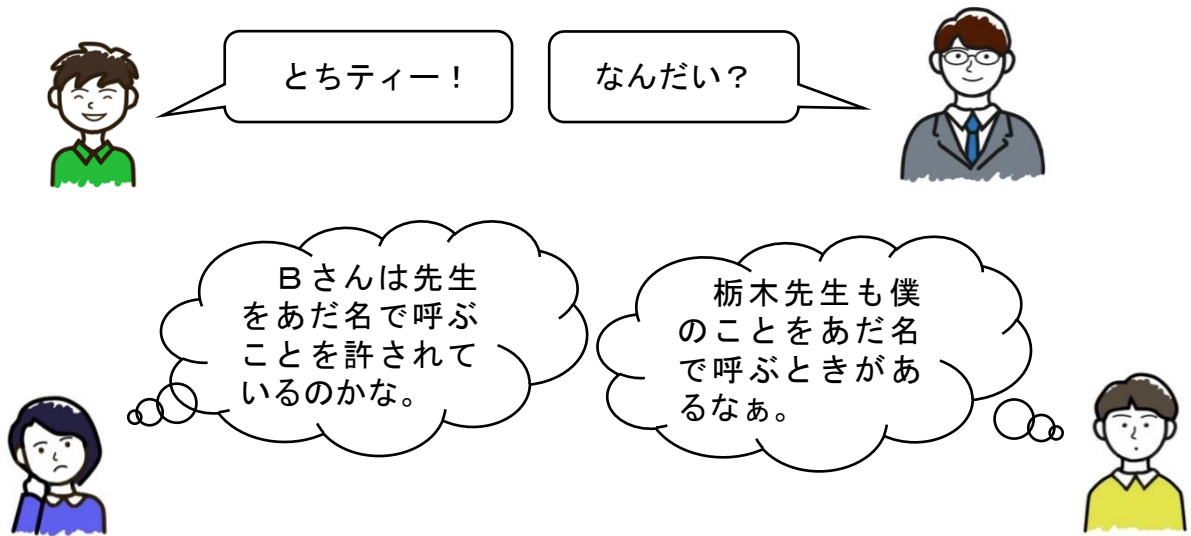
あなたの考え

<人権感覚を磨いていくための留意点>

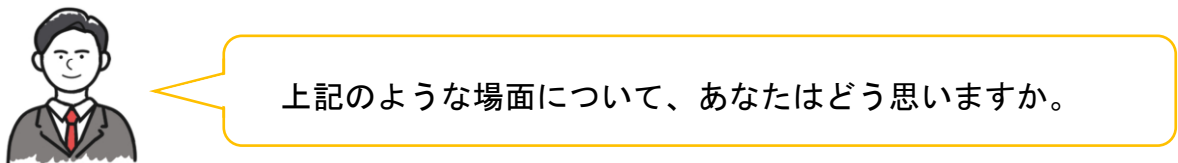
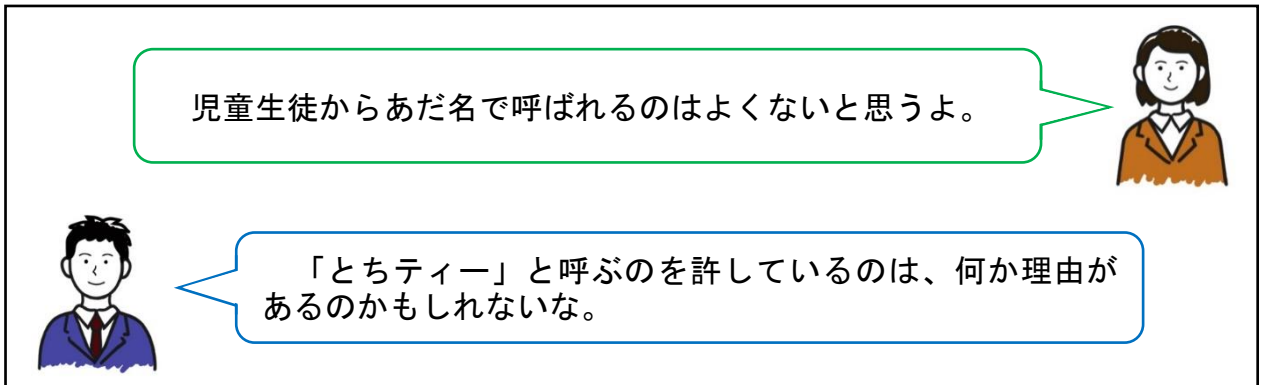
- ・ 教職員の呼名によって、児童生徒に不公平感や固定的なイメージなどを与えないように留意しましょう。
- ・ 性別を連想させる呼名に抵抗を感じる児童生徒がいることに留意しましょう。呼名など様々な場面で、性の多様性を踏まえた配慮が必要です。

(事例②) 児童生徒との関係

【休み時間にて】



〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕



あなたの考え

<人権感覚を磨いていくための留意点>

- ・ 児童生徒の言動について、教師の何気ない容認に不公平感を抱く児童生徒がいることに留意しましょう。
- ・ 教職員自身が児童生徒をあだ名等で呼ぶことに抵抗を感じる児童生徒がいることに留意しましょう。

(事例③) 朝の挨拶

【朝の会にて】



みなさん、おはようございます。

挨拶は大きな声
じゃなきゃだめな
のかな。

おはようございます。



おはようございます！

…ございます。



Aさんは、大きい声で挨拶ができて、立派ですね。

〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕



挨拶は大きな声でされると気持ちがいいし、児童生徒が元気に挨拶できるように指導していくことは大切だと思うよ。

特定の児童生徒だけを全体の前で褒めることで、嫌な思いをする児童生徒が出てくるかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどのように思いますか。

あなたの考え

<人権感覚を磨いていくための留意点>

- ・ 大きな声を出すことが苦手な児童生徒がいることに留意しましょう。児童生徒の心情に寄り添った対応が必要です。
- ・ 相手の存在を認め、大切にするという挨拶の意義や必要性について、児童生徒と一緒に考える機会を設けてみましょう。

（事例④）遅刻者への対応

【朝の登校時にて】



また遅刻ですか。夜は早く寝ているのですか。

……………



Bさんは、いつも遅刻してきて、先生に怒られているよね。

私が怒られているように感じてしまう。先生の怒っている声、聞きたくないな。



〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕



Bさんが怠惰で遅刻をしているのであれば、強めの口調で指導する時があってもいいと思うよ。

Bさんは、もしかしたら、先生には言えない理由で遅刻しているかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどのように思いますか。

あなたの考え

＜人権感覚を磨いていくための留意点＞

- ・ 遅刻した原因は様々であることに留意しましょう。日頃から児童生徒の心情や背景を把握しておくことが大切です。
- ・ 理由を聞いたり指導したりする際には、人前ではなく個別の場所で行うなどの配慮が必要です。

(事例⑤) 授業中の言葉かけ

【授業中にて】



これは、昨年習ったことだから、みんな分かっているよね。

もちろんです！



大丈夫です！



分かっていないけれど、「分からない」とは言い出しづらいな。



それでは、今日は・・・

【上記の場面を見た2人の教師のつぶやき】

既習事項を想起させて、クラス全体に確認しながら授業を進めていくことは、とても大切なことだと思うよ。



Dさんのように感じている児童生徒に気付かないまま、今まで授業を進めていたかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどのように思いますか。

あなたの考え

<人権感覚を磨いていくための留意点>

- ・ 教職員が投げかける言葉に対して、様々な捉え方をする児童生徒がいることに留意しましょう。
- ・ 「分からない」と言葉に出せない児童生徒がいることに留意しましょう。全ての児童生徒の学ぶ権利を保障できるように授業を行うことが大切です。

〔事例⑥〕 発言の取り上げ方

【授業中にて】



この問題、分かる人はいますか？手を挙げてください。じゃあ、Aさん。

〇〇です。



正解です。次の問題はとうですか。Bさん。

△△だと思ひます。



正解です。みなさんすばらしいですね。

答えが分かってる人だけで、どんどん授業が進んでしまうな。



〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕

挙手した児童生徒を認めてあげたいから、指名して発言させることが大切だと思うよ。



クラス全員が理解していることを確認しないまま、今まで授業を進めていたかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはとう思ひますか。



あなたの考え

＜人権感覚を磨いていくための留意点＞

- ・ 発言することが苦手な児童生徒がいることに留意しましょう。授業に参加しているとう実感を見童生徒が持てるような配慮が必要です。
- ・ 見童生徒の思ひを把握したり、意見を尊重したりしながら授業を進めていくことが大切です。

(事例⑦) 机間指導

【授業中にて】



この問題を解いてみましょう。



Dさん、まず〇〇するんだよ。



いつも先生は最初にDさんのところに行っているな。

〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕



いつも困っている児童生徒のところに支援に行くのは、大切なことだと思うよ。

Dさんは困った表情をしているね。もしかしたら、自分の力で課題に取り組みたいと思っているのかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどう思いますか。

あなたの考え

〈人権感覚を磨いていくための留意点〉

- ・ 教職員が児童生徒の主体的な学びを妨げることがあることに留意しましょう。児童生徒の様子を観察しながら適切に関わる配慮が必要です。
- ・ 教職員の支援が偏見や差別を生む要因になっていないか考えるなど、人権に配慮した机間指導を行うことが大切です。

(事例⑧) 曖昧な指示

【授業中にて】



それでは、今から授業を始めます。皆さん、ちゃんとしましょう。



どうすればいいの
か、よく分からないな。

「ちゃんとする」
とは、姿勢をよく
することでもいいの
かな。



〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕

「ちゃんと」している姿はどのような姿なのか、児童生徒と共有しておけばいいと思うよ。



「ちゃんと」とか「しっかり」とか、よく使ってしまうけれど、児童生徒にとっては分かりづらいときがあるかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどう思いますか。

あなたの考え

＜人権感覚を磨いていくための留意点＞

- ・ 教職員の指示が曖昧だと、どのように行動したらよいのか迷ってしまう児童生徒がいることに留意しましょう。
- ・ 同じ指示をしたとしても、児童生徒によって捉え方が変わってくることに留意しましょう。状況に応じて具体的な指示をしていく配慮が必要です。

(事例⑨) 教職員側の時間の感覚

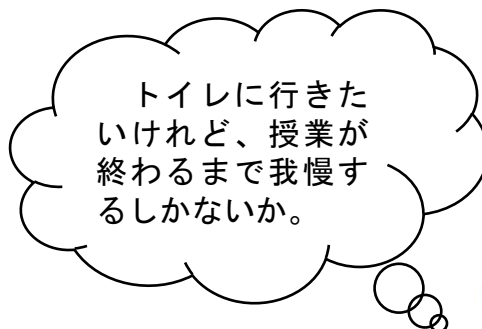
【授業中にて】



ごめんなさい。チャイムが鳴ってしまいましたが、今日の授業は〇〇まで終わらせたいので、次の問題を解いてください。



先生はいつも私たちに、時間を守るように言うのにな。



トイレに行きたいけれど、授業が終わるまで我慢するしかないか。

【上記の場面を見た2人の教師のつぶやき】



中途半端に授業が終わると、授業内容の理解が不十分になってしまうから、区切りがよいところまでやるといいと思うよ。

チャイムが鳴った時点で、児童生徒の集中力は切れてしまうかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどのように思いますか。

あなたの考え

<人権感覚を磨いていくための留意点>

- ・ 教職員の都合で授業時間が守られないことに不信感を持つ児童生徒がいることに留意しましょう。
- ・ 普段から教職員が時間を守ることで人権が尊重された環境を醸成し、児童生徒が時間を守ろうとする態度を養うことにつながります。

(事例⑩) 役割を割り振るとき

【授業中にて】



だれか、今日の司会をやって
くれますか？
じゃあ、Aさんよろしくね。



やりたい！



はい！

私もやってみたいけれど、
言い出しづらいな。



〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕

やりたいという気持ちを大切にしたいから、やる気のある
児童生徒にやらせることが大切だと思うよ。



やりたいけれど、自分から言い出すことが難しい児童生徒
がいるかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどう思いますか。

あなたの考え

＜人権感覚を磨いていくための留意点＞

- ・ その場の雰囲気や自分のクラスでの立ち位置を考えてしまい、自分の思いを言い出せない児童生徒がいることに留意しましょう。
- ・ それぞれの児童生徒が持っている力を最大限に生かすことができるような配慮が必要です。

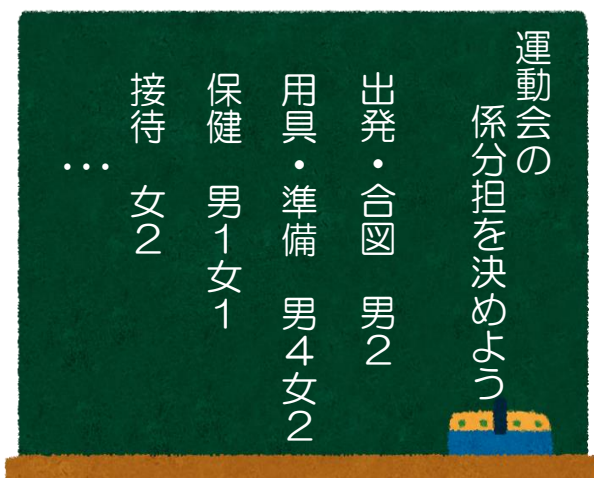
(事例⑪) 必要のない性の区別

【授業中にて】



運動会の係を割り振ったので、確認してください。

接待係をやりたいかったけれど、できないな。



〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕



男女の特性を生かして、人数割りをしておくとよいと思うよ。

女子が出発・合図係をやったり、男子が接待係をやったりしても、まったく問題がないかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどのように思いますか。

あなたの考え

＜人権感覚を磨いていくための留意点＞

- ・ 必要のない男女の区別や差別的な言動など、性が多様であることに対する無理解や偏見から生じる否定的なメッセージに、生きづらさや孤立感を感じている児童生徒がいることに留意しましょう。
- ・ 係を決めるときなどでも、性の多様性を踏まえた配慮が必要です。

(事例⑫) 席替え

【帰りの会にて】



そろそろ席替えをしましょう。

くじびきがいいな！



楽しそうだけど目の悪い人は困るんじゃないの？



この間、Aさんとけんかしちゃったんだよな。近くの席になるとちょっと気まぜいな。



〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕

くじを引く前に、身体的な配慮によって前の席を希望する児童生徒を聞いて、それからくじ引きにするとよいと思うよ。



事前に席替えをする目的を児童生徒と確認しておくとういかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどう思いますか。



あなたの考え

＜人権感覚を磨いていくための留意点＞

- ・ 安易な方法で席替えすることによって、嫌な思いをする児童生徒がいることに留意しましょう。
- ・ 児童生徒の個々の事情（視力・聴力の身体的な事情など）に配慮するなど、児童生徒の学ぶ権利を保障した座席となるように留意しましょう。

(事例⑬) 児童生徒を褒めるとき

【掃除の時間にて】



Dさん、今日は掃除をがんばっていて、えらいね！



僕やAさんは毎日まじめに掃除をしているけれど、先生からはあまり声をかけられないな。

〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕



児童生徒の頑張りを見逃さず、そのときに褒めることは、とても大切だと思うよ。

毎日一生懸命に掃除をしている児童生徒の頑張りは当たり前を感じてしまい、見落としがちになっているかもしれないな。



上記のような場面について、あなたはどう思いますか。

あなたの考え

<人権感覚を磨いていくための留意点>

- ・ 教職員の褒め方やタイミングによって、嫌な思いをする児童生徒がいることに留意しましょう。
- ・ 日頃から、どの児童生徒にとっても、「自分のよさを認めてもらえている」と実感できるような声かけを意識して行う配慮が必要です。

【事例⑭】 掲示物の配慮

【廊下の掲示板にて】



合格できて、うれしいな。Dさんは合格できなかったんだね。



また合格できなかった。頑張っても僕には無理だから、あきらめよう。



〔上記の場面を見た2人の教師のつぶやき〕

合格者を掲示することで、頑張った児童生徒は周りから認められて、自信が付くと思うよ。



努力しても目標点をとることができない児童生徒に対しての配慮がないとかわいそうだな。



上記のような場面について、あなたはどう思いますか。



あなたの考え

＜人権感覚を磨いていくための留意点＞

- ・ テストの結果や提出物の状況などを掲示することで、嫌な思いをする児童生徒がいることに留意しましょう。
- ・ 児童生徒のよさや特性に目を向け、一人一人がかけがえのない存在として学校生活を送れるような配慮が必要です。

【各学校の実態に応じた取組について】

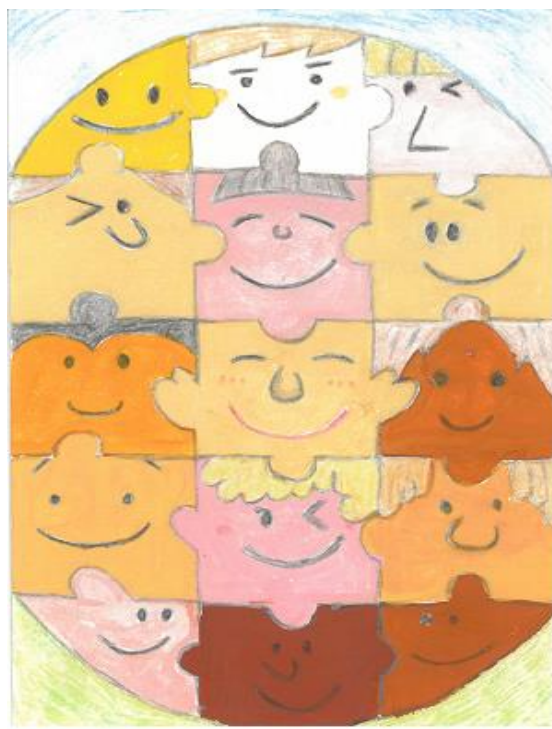
以下のような教育活動の中で、どのように人権教育を進めることができるか、各学校の実態に応じて検討してみましょう。

- 授業 朝の会／帰りの会 休み時間 宿題 清掃
- 給食 係活動 集会 運動会 文化祭
- 遠足 社会見学 修学旅行 児童会／生徒会活動 学級経営
- 児童・生徒指導 等

(例) 児童生徒が自分の意見や考えを素直に表すことができるような雰囲気普段からつくる。

(例) 問題行動に対する指導をするときには、児童生徒の話を丁寧に聞き、問題発生の要因や背景等を多面的に分析する視点を持つ。

(例) 集金事務等の通知を行う際、経済的に困難を抱える児童生徒が不安を持たないように対応する。



令和4（2022）年度 人権に関するイラスト入賞作品
「一人一人が地球の1ピース」
佐野市立あそ野学園義務教育学校7年 岡 直杜

【チェックシート】

次の項目をチェックし、自分の人権感覚を見つめ直してみましょう。

- ①児童生徒によって呼び方が変わることがないように心がけていますか。
- ②児童生徒とのコミュニケーションについて、適切なものであるよう心がけていますか。
- ③児童生徒の何気ない会話や表情、態度などに注意を払うよう心がけていますか。
- ④指導の際に、頭ごなしに指導せず、児童生徒自身の言葉で説明させるよう心がけていますか。
- ⑤児童生徒の人格を否定したり、突き放したりするような発言をしないよう心がけていますか。
- ⑥全員が参加できるような、学びの場や成功体験の場を設けるよう心がけていますか。
- ⑦指名の際に、児童生徒の応答を予想して指名したり、内容に応じて指名の方法を選択し、意図的・計画的に発言を求めるよう心がけていますか。
- ⑧発言しない児童生徒に配慮し、適切な支援をしていくよう心がけていますか。
- ⑨大多数の児童生徒の同意に安心せず、違う考えを持っていたり違和感を感じたりしている児童生徒を見落とさないよう心がけていますか。
- ⑩机間指導の際に、クラスの一人一人に目を配り、意図的・計画的に指導できるよう心がけていますか。
- ⑪係などの役割分担を決める際、「男だから」、「女だから」というように性別にとらわれた決め方をしないよう心がけていますか。
- ⑫性別や国籍、宗教など、学級内にも多様な児童生徒がいることを前提に指導・支援するよう心がけていますか。
- ⑬座席替えやグループ決めの際、児童生徒の個々の事情（視力・聴力等の身体的な事情、心理面の状況を反映する友人関係等）に配慮するよう心がけていますか。
- ⑭提出物等を忘れた児童生徒の名前を教室に掲示するなどの方法ではなく、それぞれの児童生徒に個別に対応するよう心がけていますか。
- ⑮結果ばかりに固執せず、児童生徒の取組（努力）に目を向けるよう心がけていますか。
- ⑯障害名でレッテルを貼ることなく、その子本来のよさを見逃さないよう心がけていますか。
- ⑰児童生徒の悩みや相談に対して、自らの判断を押し付けたり、結論を急がせたりしないよう心がけていますか。
- ⑱児童生徒同士の不適切な言動を見逃さず、注意するよう心がけていますか。
- ⑲同僚間の不適切な言動を見逃さず、指摘するよう心がけていますか。
- ⑳同僚との間で、お互いの人権を尊重しあう言動を心がけていますか。

【参考資料】

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕実践編【平成20年】

〔参考：人権が尊重される授業づくりの視点例〕

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気醸成する上での重要な要素となる。授業の実施に際し、教員は、児童生徒の感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢を持つとともに、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要がある。取り扱う学習内容や指導方法の特性については、予め十分把握するとともに、授業中には、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められる。さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切である。

以下に示すのは、人権教育の視点に立った授業の工夫を進めていく際の、主な視点の例である。

＜人権が尊重される授業づくりの視点例＞

視点	ねらい	ポイント・留意点
自己存在感を持たせる支援を工夫する。	「授業に参加している」という実感を持たせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工夫を行う。 ・児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるように課題設定の工夫を行う。 ・児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 ・結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされている」という実感を持たせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ・自由な発想や方法が認められたり、自己選択できる場を工夫する。 ・互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 ・協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一人一人を大切に示す姿勢を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ・発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 ・承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。

共感的人間関係を育成する支援を工夫する。	「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さを持っている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ・一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ・教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 ・自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 ・他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 ・互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。
自己選択・決定の場を工夫して設定する。	学習課題や計画を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。 ・発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。 ・自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。
	学習方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。 ・課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。 ・ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。
	表現方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。 ・考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。 ・相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。
	学習形態や場を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。 ・自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。
	振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。 ・自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。

〔人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組〕

人権尊重の精神に立つ学校づくりは、教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校における教育活動全体を通じて進めていくべきものであり、そのための取組は、授業をはじめとした「学習活動づくり」とともに、人権が尊重される「人間関係づくり」、「環境づくり」として推進していく必要がある。

人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものにかかわるものであり、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形作られるものであるが、同時に、校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことも、環境づくりの取組として有効である。

さらに、日々の学級経営においては、教室が、安心して過ごし、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要である。

<人権尊重の視点に立った校内環境づくりの取組例>

取組	内容
1. 「人権コーナー」等の設置	校内や教室内に「人権コーナー」等を設置し、児童生徒や来訪者が、いじめや差別のない人権が尊重される学校・学級づくりの必要性について考えることができるようにする。また、児童生徒の作品を展示する場合は、作品に教員や友だちの評語を付けたり、本人のコメントを付けたりするなどして、肯定的なセルフイメージの高揚や、児童生徒間の相互理解の促進を図る。
2. 人権啓発作文・標語・ポスターの作成・掲示	人権週間等に合わせて、人権啓発に関する作文や標語づくり・ポスターづくり等を行うとともに、その作品を校内に掲示し、人権尊重の雰囲気の醸成を促進する。
3. 人権集会・人権学習発表会等の開催、学習成果の発信	全校集会や学年集会等で、児童生徒が、他学年・学級の児童生徒や保護者、地域の人々に学習活動の成果を発表する機会を設ける。また、「学校だより」、「学級通信」、「PTA 新聞」等を通して、人権学習の成果を校内外に発信する。これらを通じ、人権教育の取組に対する学校内外の理解を促進する。

<人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例>

取組	内容
1. 人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前面に、学級目標（目指す子ども像）を掲示する。また、それを児童生徒の自画像で囲むなどして、一人一人の帰属感を高める。 ・ 「学級の歴史」コーナーを設置し、一人一人が学級づくりに参画している実感を持たせる。 ・ 「今月の誕生日」、「私の好きな言葉」、「本や音楽の紹介」等のコーナーを設け、児童生徒の相互理解や交流を深めるきっかけとする。 ・ 学級組織（係）ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。 ・ 「気持ちを表す言葉」、「聞き方・話し方のスキル」など、コミュニケーションを円滑にするための手がかりとなるポスターを示す。 ・ 学習で使ったものや学習内容の要点を示す掲示物を貼り出し、学習内容の振り返りや、課題解決のヒントとして活用する。 ・ いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。 ・ 学習の成果物（作品等）を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価（自己評価、他者評価）、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。
2. 課題意識を高める場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒に話題を提供したり、問題意識を喚起するような情報を教師が意図的に掲示する。 ・ 学習内容に沿ったクイズやコラムなどを掲示したり、児童生徒が関心を持った時事的・社会的な情報を掲示する「切り抜きコーナー」を設置したりして、日常の学習を広げたり、学習課題設定のきっかけにしたりする。
3. 発見の喜びを味わえる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問や怒りを感じたことを級友に知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。 ・ 小動物や昆虫、植物の飼育・栽培活動を通じ、生き物の成長の過程に直接触れさせ、発見したり、疑問を持ったりしたことを記録・発表させる。
4. 創造する喜びを味わえる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が共同作業をすることのできる作業台（広めの机）を設置したり、筆記具・文房具を常備したりして、自発的・創造的な協働作業を促す。 ・ 詩や絵などを自由に発表することのできるコーナーを設置する。

おわりに

本資料は、本県の人権教育の更なる充実を目指して作成しました。

今回は基底的指導について取り上げ、直接的指導の充実を図るとともに、各学校において人権が尊重された環境づくりを進めていけるよう、理論的な内容とともに具体例を載せるなど、教職員の皆様にとって分かりやすい資料となるように努めました。

これまでに発行された他の指導資料と併せて活用していただき、今後の人権教育の推進に役立てていただければ幸いです。

作成委員（敬称略）

河内教育事務所	指導主事	野口 幹
上都賀教育事務所	副主幹	増田 美紀子
芳賀教育事務所	副主幹	古谷 和子
下都賀教育事務所	指導主事	大塚 亮太
塩谷南那須教育事務所	指導主事	斎藤 直美
那須教育事務所	副主幹	金沢 幸江
安足教育事務所	副主幹	田中 直子
義務教育課	指導主事	柴 栄（場面絵担当）

事務局員

義務教育課においては次の者が事務局員として本書の編集に当たった。

課長	山岸 一裕
主幹	高野 和泰
課長補佐	阿久津 浩久
指導主事	川田 征司

